

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月30日
【会社名】	ログリー株式会社
【英訳名】	logly, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉永 浩和
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長吉永浩和は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度末の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、財務報告の信頼性に及ぼす影響が金額的及び質的に僅少であると判断した連結子会社1社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額の高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、前受金、売上原価及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセス（固定資産の減損プロセス、投資有価証券評価プロセス及び税効果会計プロセス等）を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当するため、当該事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断いたしました。

記

連結子会社であるmoto株式会社から2026年3月に配当金110百万円を受領し営業外収益に計上しておりましたが、受取配当金の一部を取り消し、当社が保有しております同社株式簿価を減額する必要があることが2026年6月22日に判明いたしました。その結果、事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の修正が必要となり、2026年6月24日に開催しました定時株主総会において決算報告をすることを断念せざるを得なくなりました。

また、2026年3月期の監査法人の監査の過程において、有価証券報告書のドラフトに多数の誤りが判明し、注記を含む開示書類の記載誤りについて監査の過程で指摘を受けました。

このような誤りを当社の投資有価証券評価プロセスを含む決算・財務報告プロセスにおいて発見できなかったことや、決算作業や監査スケジュールに遅延が生じたこと、またその結果、定時株主総会での決算報告ができず継続会を開催することとなった点について、財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備として認識いたしました。

上記の開示すべき重要な不備については、当事業年度末以降に判明したため、当該開示すべき重要な不備を当該事業年度末日までに是正することができませんでした。なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、財務諸表及び連結財務諸表において適切に反映しております。

上記不備の主な要因は以下の通りです。

経理体制のリソースが不足していること

豊富な経理経験及び専門性を有する人員が不足していること

月次経理業務及び決算業務における業務手順書の整備が不十分であること

上位者や他担当者による査閲やモニタリング体制が不十分であること
会計方針や会計処理の検討が不十分であること

当社は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、下記の再発防止策を講じて、適切に内部統制を整備・運用を図ってまいります。

採用も含めた経理体制の強化

豊富な経理経験及び専門性を有する人員の活用による経理体制の強化

月次経理業務及び決算業務における業務手順書やマニュアルの文書化

業務実施者以外の担当者や上位者による査閲やモニタリングの徹底

会計方針や会計処理の早期検討及び監査法人との事前協議による決算及び監査スケジュールの早期化

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。